新地町奨学資金のお知らせ

～令和９年度奨学生募集のご案内～

新地町では、令和９年度奨学生（令和９年４月より貸付開始）を募集します。町内に住所がある学生・生徒で、経済的な理由で修学が困難な方に、奨学資金を貸し付けしていますのでご利用ください。

○ 新地町奨学資金の概要

奨学資金の額	大学（短期大学を含む）以上の在学者	月額　３０，０００円
	高等専門学校および修業年限２年以上の専修学校在学者	月額　２０，０００円
	高等学校在学者	月額　１５，０００円
貸与期間	在学する学校の正規の修業期間	
利子	無利子貸与	
送金方法	原則として毎月１５日までに本人名義の指定口座へ送金します。	
返還方法	貸付を受けた月数の３倍の期間内での月賦返還となります。 返還は、卒業（貸付終了）後６カ月を経過した月から開始となります。 ただし、上級学校へ進学した場合は、申請により返還を猶予することができます。	

○ 申請方法

下記の書類を新地町教育委員会（教育総務課）へ提出してください（各１部）

１．奨学資金貸付願書（連帯保証人署名欄に印鑑証明書の印鑑を押印）
２．履歴書
３．在学証明書（既に在学中の方）または、合格通知書の写し（４月入学予定の方）
４．住民票（本人の住民票抄本）
５．連帯保証人の印鑑証明書および町税の完納証明書

※１および２については、教育総務課に用紙があります。なお、町ホームページおよび町教育委員会ホームページからも申請様式をダウンロードできます。

○ 申込期限

第１次：令和８年１２月１８日（金）　最　終：令和９年３月１８日（木）

○ 注意事項

・国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸付けを受けている場合は、町奨学金の貸付を受けることが出来ません。
・申込みの際は、２人の連帯保証人（１人は本人の父母等、他の１人は町内に住所を有し独立の生計を営む方で、共に奨学資金返済の責任を負い得る方）が必要となります。
・貸付内定後に「誓約書・健康診断書・口座振込依頼書」の書類（用紙は教育総務課から郵送されます）と「振込口座通帳の写し」の提出が必要になります

○ 新地町奨学金返還支援事業

・町奨学資金返還にあたり、新地町に定住し、就労している方については、返還金相当額（年間１８万円を限度）を助成する制度があります。

○ 申し込み・問い合わせ

〒９７９－２７９２　新地町谷地小屋字樋掛田３０番地（新地町役場３階）
新地町教育委員会　教育総務課　電話０２４４－６２－４４７７